

令和3年度第1回太子町社会教育審議会議事録

日時 令和3年10月20日（水）午後1時30分

場所 太子町役場行政棟3階 ホール

太子町教育委員会社会教育課

令和3年度第1回太子町社会教育審議会議事録

- 1 開催日時 令和3年10月20日(水) 午後1時30分～3時00分
- 2 開催場所 太子町役場行政棟3階 ホール
- 3 審議事項 太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 4 出席委員
室井美千博 中村 信義 中村 薫
大高かずこ 廣田ちなみ 玉田 峯夫
八木 治道 門田 基秀 岸本 悦朗
原田 玲子
- 5 欠席委員 竹田 英夫 森崎 芳樹 塚本 保代
- 6 事務局
教育次長 栗岡 正則
社会教育課長 池田 誠
副課長 吉井 智美
副課長 井上 基広
主 事 菅野 涼太
町民体育館長 津田 剛史
主 事 秋山 大地
- 7 審議経過及び結果 別記にて記載する

【審議経過】

1 開会

○池田課長

本日は、令和3年度 第1回太子町社会教育審議会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日ですが、審議会委員の皆様方にご審議いただく内容は、「太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部改正」でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議の進行につきましては、お手元にお配りしている次第の順に進めさせていただきたいと思っております。

それでは、ただいまより令和3年度 第1回太子町社会教育審議会を開会いたします。

開会にあたりまして、太子町社会教育審議会 室井会長よりご挨拶をいただきます。室井会長 よろしくお祈りします。

○室井会長

本日はご多用のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の審議案件は、太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部改正です。

何卒よろしくお願い申し上げます。

2 教育長あいさつ

○池田課長

続きまして、10月1日より太子町教育長に就任いたしました、檜野正樹よりごあいさつを申し上げます。

○檜野教育長

こんにちは。10月1日より就任いたしました。檜野と申します。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本日は、太子町総合公園の町民グラウンドの照明設置に関わる使用料や夜間の使い方について審議していただくことになります。

どうぞ忌憚ないご意見等をいただき、より良い運営をして参りますので、よろしくお願いいたします。

3 会議成立報告

○池田課長

本審議会は13名で構成されております。本日の出席者は10名の委員の皆様方にご出席いただいております。太子町社会教育審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして会議が成立しますことをご報告させていただきます。

4 議長の選出

○池田課長

太子町社会教育審議会条例第6条に「会長は会議の長となる」とありますので、室井会長に議長をお願いしたいと思います。室井会長お願いいたします。

○室井議長

議長を務めさせていただきます。本日の議事はお手元の次第に従って進めます。

議事の円滑な進行にご協力をよろしくお願いいたします。

太子町社会教育審議会規則第4条第2項の規定により、本日の会議の会議録署名委員には、玉田峯夫委員と、八木治道委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

5 教育長より諮問

○室井議長

それでは、教育長より諮問をお願いいたします。

○楢野教育長

太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部改正について諮問させていただきます。

『太教社教第591号、令和3年10月20日、太子町社会教育審議会会長室井美千博様、太子町教育委員会、太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部改正について（諮問）町民グラウンドは、平成13年5月11日に総合公園体育施設として開場し、平成14年4月1日より有料化しました。それ以降は、経年劣化を部分的な補修で対応していましたが、平成26年度から平成27年度にかけて、グラウンド及びバックネット、用具倉庫の大規模な改修を行ったことにより、さらに施設が充実しております。また、令和4年度からは、夜間用投光照明を設置しナイターでの使用も始め、サービス・利便性の向上を図ってまいります。

これらの施設を維持していくためには、多額の費用を要することから、近隣市町等の状況を踏まえ、受益者負担適正化の観点から使用料を見直すとともに、使用時間、使用料減免の在り方等、グラウンドの運営・管理について見直しを図りたいと考えております。

つきましては、太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご審議いただきたく諮問いたします。

○室井議長

承りました。

○池田課長

教育長はここで退出させていただきます。

《教育長退席》

6 事務局より説明

○室井議長

ただいま、太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部改正について諮問をお

受けいたしました。その趣旨につきまして事務局より説明をお願いいたします。

《事務局より使用料改定の趣旨説明》

【説明の概要】

太子町立グラウンド管理条例の一部を改正する条例について

現在の町民グラウンドは、平成 13 年 5 月に総合公園体育施設として開場した。

平成 14 年 4 月 1 日より有料化した。それ以降は、経年劣化を部分的な補修で対応していたが、平成 26 年度から平成 27 年度にかけて、グラウンド及びバックネット、用具倉庫の大規模な改修を行ったことにより施設が充実し、令和 2 年度には、利用促進に向けた取組として仮予約システムの導入、また、令和 4 年度からは、夜間用投光照明を設置しナイターでの使用も始めることもあり、サービス・利便性の向上を図っている。

このように施設を維持していくためには、多額の費用を要することから、近隣市町等の状況を踏まえながら受益者負担の割合を見直す必要がある。

主な改正点

- (1) 使用時間の 1 時間単位とすることにより、利用者の使用目的に応じた利用が拡大する。
- (2) 町民グラウンドの使用料を以下のとおり改定する。
 - 1 1 時間 1,000 円とする。
 - 2 夜間照明代 1 時間 2,500 円とする。(これについては減免の対象としない。)
 - 3 入場料加算に営利、営業加算(使用料の 15 割)を加える。
 - 4 圏域(姫路市・西播磨 4 市 3 町)外利用者に対する加算(100 円)

○室井議長

事務局より説明いただきました。

7 審議

○室井議長

それでは、全体を通してご質問ございましたらお願いいたします。

○八木委員

夜間のナイター設備を設置するということは良いことですが、ナイター設置をしたらどのような方が利用するか等の要望を把握されているのですか。

○津田館長

この設備を設置するにあたり、平成 26 年度に町体育協会の役員やスポーツ少年団の役員にお集まりいただき、それぞれご意見をお聞きしました。そのあたりのモニターはまちづくり課の方で活かしております。

○八木委員

今、館長が言われたように私もスポーツに携わっておりますが、ナイターの設備を設置するにあたり、アンケートとして口頭でしたがどう思われるか聞かれました。

どのような方が利用されるのかお尋ねします。

○池田課長

例えば今、テニスコートが先行してナイターを開始しております。昨日、競技場に行っていました、ナイターを使用されている方がいらっしゃいました。6面コートあり、2面、3面利用されていました。少年野球、少年サッカーは非常に活動熱心でして、コロナ禍であってもできる範囲の中で最大限の活動をされようとしておられます。これから暗くなってくる時期に夏まで練習していた午後7時までやりたいというような方に需要があるのではないかと思います。

○八木委員

実際、館長もご存じだと思いますが、社会人野球も大会を行えば3チーム、4チームという現状です。少年野球、少年ソフトボールもなくなっている校区もあります。

本当はそれを伸ばしていかなくはないとは思いますが、ナイター設備を設置して利用者がいるのかなと少し疑問も感じます。

○津田館長

体育館やテニスコートを見ましても仕事帰りの方が利用されておられますので、社会人野球や社会人サッカーの皆さんに利用していただけるものと期待しております。

○八木委員

わかりました。ありがとうございます。

○玉田委員

今の照明ですが、エリアはどのくらいの範囲をカバーできるのでしょうか。グラウンド全体でしょうか。野球やサッカーができるような十分な設備になりますか。

○秋山主事

設備としましては、野球やサッカーができるような照明の使い方ができ、グラウンド全体を照らせます。

○津田館長

サッカーや野球のように種目によって照度が変わられるようになっております。また、この照明のメーカーを設定するにあたりましてはプロポーザルという制度を用いてメーカーがプレゼンテーションを行いまして審査を行い、その結果、照度や近隣の家屋に関する影響も勘案しまして選定いたしましたので、全てこれは網羅できるようになっております。

○玉田委員

照明とは別になりますが、照明をつけることで夏場に害虫が飛んでくると思われますが、そういう場合の防虫というか、殺虫のような設備は設置しなくて良いのでしょうか。

照明だけの設置でしょうか。

○津田館長

照明だけの設置となっております。LED照明となっております。

○栗岡次長

従来の水銀灯では虫がかなり寄ってきておりましたが、今回設置する照明灯は、LEDであり、虫が寄りにくいものとなっております。ただ、おっしゃるように虫が来る可能性がないとは言えませんので、状況を見ながら使用に支障が出るようであれば、対応策も考えたいと思います。

○岸本委員

太田公園グラウンドの使用時間が1時間単位になると言われたのですが、料金は言われましたか。2時間500円で老人会でしたら減免で250円ですが、1時間の時はいくらになりますか。

○秋山主事

基本料金は2時間で500円とさせていただいておりますが、半分になりますので1時間250円になります。太田グラウンドに関しては、料金は据え置きとなります。減免後の金額については、1時間125円ということになります。

○岸本委員

1時間単位の金額であればそのようにわかりやすく記載しておく必要があるかと思います。

町民グラウンドは使用料が上がるのに、太田公園の値段は上がりませんということを強調して書いておかないと住民は分からないと思います。

○池田課長

資料はこのような形で作成しておりますが、今日、ご了承いただきまして、議会にて承認いただきましたら広報たいし等でPRしていきます。その時は今おっしゃっていただきましたように太田グラウンドをわかりやすく、今までどおりということと、値段が上がらないということを強調した形で載せさせていただきます。

○岸本委員

はい、わかりました。

○室井議長

その他いかがでしょうか。

○池田課長

本日、欠席されている委員の皆様の中で事前にご欠席と報告いただいた方に事務局よりご連絡させていただきました。今回の案につきまして何かご意見がありますかとお聞きしたところ2名の方からご意見をいただいております。ご紹介の方をさせていただきます。

まず、塚本委員につきましては、近隣市町の状況を踏まえ、グラウンド使用料の値上げはやむを得ないと考えておりますというご意見を賜りました。

森崎委員からは、使用料の値上げをしてもそれはやむを得ないと考えますが、値上げしたことで使用されないようになったのでは意味がない、値上げしても使われるような手立て、工夫を運営の方で構築いただくようお願いいたしますというご意見をいただいております。

以上ご紹介させていただきます。

○室井議長

最初に申し上げたとおり、一つはやはり値上げが問題ということになります。

ご質問やご意見はございませんか。

○廣田委員

姫路市と西播磨4市3町以外の者は1人100円追加ということですが、それについては住所とか何かを書いていただくという形で確認されるのですか。

○津田館長

それにつきましては、申請の際に聞き取りで確認いたします。

○廣田委員

参加される方の自己申告ということでしょうか。

○津田館長

そうです。これは、総合公園、町民体育館と同様となっています。

○廣田委員

夜間照明ということで、夜間は午後4時からになっていますが、夏と冬と季節によって照明をつける時間帯が違うと思うのですが、午後4時から夜間照明が入るという認識でよろしいのでしょうか。

○津田館長

この度の改正につきまして1時間単位で区切っておりますので、夏場でしたら午後6時、午後7時になります。

○廣田委員

それはどなたが決められるのですか。

○津田館長

利用者の申し出により陸上競技場の職員が照明をつけます。なお、照明灯の利用は1時間単位とし、分単位の算定はしないことといたします。

○廣田委員

わかりました。ありがとうございました。

○室井議長

他にないですか。

○岸本委員

今のお話でしたらグラウンドを使用していない時は電気がついていないということで理解したらよろしいですか。

○津田館長

その通りです。

○岸本委員

皆さん公園でよく散歩されています。暗いところを歩かれますので電気がついていると思います。

○栗岡次長

通路につきましては、街路灯を設置しております。明るさについては確認しておきます。

○岸本委員

わかりました。

○玉田委員

その他のことになりますが、現状でも午前8時から使用する場合は、駐車場の施錠は午前7時45分くらいには開けていただけるのですか。事前に私たちは使用する場合は、午前9時でしたら午前8時30分頃に行く訳です。その場合は使用時間に間に合うように早く開けてもらえるのですか。

○津田館長

総合公園の駐車場、陸上競技場の事務所の職員が午前8時30分には開けております。どうしても使用が早くなる場合は、窓口にご相談いただければと思います。

○玉田委員

わかりました。それともう一つ、休日に多目的広場を使用する場合は、北側駐車場が閉まっているため使用できません。その場合の対応はどうすれば良いですか。

○津田館長

休場日にご利用いただけるのは、南側の遊具のある駐車場のみとなります。少し距離がありますが、ご理解の程、よろしくお願いいたします。

○玉田委員

駐車場につきましては、利用者が使いやすい時間設定を考えることも大事なかなと思います。

○池田課長

今のお話は実際に改定した時の運用のお話だと思います。現在の開錠の在り方は、一方では防犯上の観点から申しますと北側駐車場は、特に夜は閉めておきたいというのがあります。

朝、何分前から開錠しても良いという内容の問題は、町職員の勤務時間の問題と絡んできますので、一度持ち帰って整理させていただきたいと思います。今回、こういった時間の見直しもしますので考える機会ではあるかと思っています。その中で100%、玉田委員のご指摘のとおりになるかどうかは今お答えできませんが、防犯の問題や勤務時間の問題がありますので、また、別件として整理させてください。

○室井議長

先程の質問でグラウンドが休みの時の話が出ていましたが、普通、会場を使っている時は問題がないということですか。少し早く開錠して欲しいということですか。

○玉田委員

そうです。多目的グラウンドの場合はフルオープンなので良いのですが、野球場の場合は完全にフェンスに鍵がかかりますので、その場合は使用の30分前には開錠して欲しいというのが要望です。

○岸本委員

先程、競技場の南側駐車場にと言われましたが、南側の駐車場には門があります。

あれは全く使用されていません。あの門は、将来的にはカギをかけられるのではないですか。

○池田課長

環境センター側の駐車場の門ですね。現状、使用していない、開けているというのが現状でおっしゃるとおりです。先程のお話と少し矛盾するかもしれませんが、北側駐車場は、テニスコートがあり、陸上競技場があります。陸上競技場でしたらそこに付随する公衆トイレがあり、外側から入れる状態になっています。即ち防犯上というのは、建物、設備があると

いう観点からです。一方、南側につきましてはご存じのとおり、芝生があり、遊具があり、いわゆる体育施設よりも公園という側面が強いエリアが南側です。

総合公園自体が、公園施設と社会体育施設の両方を兼ね備えているものなので南側の公園部分につきましては、社会体育施設の建物があるところよりもある程度フリーで使用していただく、フレキシブルに使用していただく要素が強いと思っております。

こういった中であの門は整備しておりますが、現状は公園要素を活かして開けた状態にしております。では何故、門をつけたのかというお話になってきますが、実は昨年度、コロナの関係があった時に公園自体の使用を自粛していただいた時期がありました。昨年の4月、5月だったと思います。そういった時にはあの門を閉めまして、住民がお越しできないようにしました。実際に設置した時はコロナのことは想定してないのですが、何かあった時に防犯上の一つの備えとしてあの門は設置しており、何のために設置してあるのかというと公園の部分を活かしているということになります。

○岸本委員

よく分かりました。

○室井議長

グラウンドの使用料や使用時間そのものの話からそれかけているようなところもあるかと思いますが。特に一つの課題は値上げの問題があるかと思いますが、そのあたりは問題ないでしょうか。

○原田委員

使用料を上げるのは良いと思いますが、1,000円というのが少し上げすぎのような気がします。

○室井議長

算出根拠は示していただきましたが、その辺りをご確認いただいたらと思います。

○池田課長

使用料が1,000円というのは4倍になり上がり方が急ではないかというお話であろうかと思えます。その点については確かにおっしゃるとおりだと思います。今回の案を作成するにあたりましてはいわゆる段階を追って上げていくという考え方もあると議論もいたしました。

しかしながらその250円というものが例えば、逆に今まであまりにも安すぎたのではないかという我々も反省をしているところです。逆の言い方をしますと、250円と安かったことによって野球とかサッカーをされない方々の税金を投入していたという側面もあります。近隣市町の使用料が1,000円というのが概ね多い段階のところですので町としては合わせていきたいところです。

しかしながら原田委員がおっしゃるとおり4倍になるということも事実でございます。そこについては、いろんなご意見を受けることも覚悟しておりますので、丁寧な説明をして行きたいところです。ご意見ありがとうございます。

○廣田委員

私も使用料が 250 円から 1,000 円になるというにはすごく高いと一瞬思いました。

しかし、先程のお話で全員、町民のみんなが使用するものではない、税金を全部投入するものではないということを聞いて納得いたしました。使用料の値上げに賛成です。

逆に安い料金で使用させていただいていただければいいのではないかと思います。

○室井議長

他にいかがでしょうか。実際、先程からご意見が出ていますように使用料が 250 円から 1,000 円というのは非常に高くなるという感じがする訳です。しかし、1,000 円に値上げしても 100%それで賄える数字ではないということです。そういうことからすればやむを得ないということもあろうかと思えます。

特に町民グラウンドの使用料 1,000 円は近隣市町からしてもそこまでかけ離れたものではないと思われまので、提案している形で答申させていただいてもよろしいでしょうか。

時間の問題等もあろうかと思いますが、特に諮問いただいた内容でご意見がないようでしたら審議の方は終了させていただきたいのですがいかがでしょうか。

○委員

異議なし

○室井議長

ありがとうございます。

それでは、答申書の作成に少し時間を必要としますので、しばらくの間、休憩とさせていただきます。

《答申書（案）作成、委員配付》

○室井議長

お待ちいたしました。会議を再開いたします。

答申書案が出来上がりましたので、皆さんに確認していただきたいと思います。

○池田課長

それでは、答申書案を読み上げさせていただきます。『令和 3 年 10 月 20 日、太子町教育委員会様、太子町社会教育審議会会長室井美千博 令和 3 年 10 月 20 日付太教社教第 591 号で諮問のあった、太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部改正について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり結論を得たので、ここに答申する。使用料の改正（案）について、他市町の施設の使用料と比較してもほぼ無理のない設定がされており、町民グラウンドの施設・設備における維持管理のためには、使用料の改正の原案は妥当であるとする。ただし、以下の意見を付す。社会教育施設について、改正内容を十分に説明し周知徹底を図るとともに、今後とも、より町民が利用しやすい運営に努めること。』

以上です。

○室井議長

ただいま読み上げていただきました、この内容で答申させていただいて、よろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○室井議長

ありがとうございます。それでは、答申させていただきます。

《教育長入室》

○室井議長

それでは、答申いたします。『令和3年10月20日、太子町教育委員会様、太子町社会教育審議会会長室井美千博、令和3年10月20日付太教社教第591号で諮問のあった、太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部改正について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり結論を得たので、ここに答申する。使用料の改正（案）について、他市町の施設の使用料と比較してもほぼ無理のない設定がされており、町民グラウンドの施設・設備における維持管理のためには、使用料の改正の原案は妥当であると考えます。ただし、以下の意見を付す。社会教育施設について、改正内容を十分に説明し周知徹底を図るとともに、今後とも、より町民が利用しやすい運営に努めること。』

○植野教育長

皆さん、お忙しい中ご審議いただきどうもありがとうございました。

この答申を基により良いグラウンド運営を実施してまいります。どうもありがとうございました。

○室井議長

それでは、審議が終わりましたので、進行を事務局にお渡ししたいと思います。

○池田課長

ありがとうございました。慎重なご審議を賜りましてありがとうございました。

では、これで「令和3年度第1回太子町社会教育審議会」を閉会いたします。ありがとうございました。

太子町社会教育審議会規則第4条の規定に基づき、ここに署名する。

令和 3 年 11 月 17 日

委員 玉田 峯夫

委員 八木 治道